

社団法人日本スポーツチャンバラ協会における個人情報保護に関する方針

社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「協会」という）および加盟支部（以下、協会と加盟支部を総称して「協会組織」という）は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法に基づき、個人情報保護に関する方針を定め、これを遵守します。

第1条 個人情報の定義

協会における個人情報とは、以下に定める情報、及びその付加情報のうち、一つまたは複数の組み合わせにより、生存する特定の個人を識別するに足る情報とします。

- (ア) 氏名
- (イ) 性別
- (ウ) 住所
- (エ) 電話番号
- (オ) 会員番号
- (カ) 所属支部
- (キ) 所属長又は本人を指導した者の氏名
- (ク) 取得資格（段級、審判、指導資格等）
- (ケ) 顔写真および動画映像（面を付けた状態のものは除く）

第2条 個人情報の取得

個人情報の取得は、利用目的を明らかにして適正・公正な方法で行います。

第3条 個人情報の利用

1. 個人情報の利用は、定款に定める協会の目的を遂行するために、以下に例示する通り、必要な範囲内で、適正に行います。
 - (ア) 協会への会費納入依頼
 - (イ) 会員への事業の案内
 - (ウ) 支部への連絡及び運営支援
 - (エ) 会員名簿、機関紙その他広報物の会員への発送
 - (オ) 大会成績、段級等審査資格取得者の公表
 - (カ) 大会時の試合映像の公表
 - (キ) 試合技術の研究および研鑽
 - (ク) 官庁・支援団体などへの各種援助申請
 - (ケ) 非会員・未経験者などへの広報活動
2. 前項の利用目的の達成のため、協会組織ホームページ、協会組織機関誌、各種申請書等に、所属団体名、氏名、写真、試合映像等を合わせて記載する場合があります。

公開に同意されない場合は、第6条に定める手続きに従い、その旨を申請してください。

個人情報の公開に同意されない場合は、御要望に応じ、協会組織ホームページおよび協会機関誌等への掲載を割愛するか、若しくは所属団体名及び姓のみ掲載とさせていただきます。

3. 利用目的を変更する場合は、事前に本人に通知するか、協会組織ホームページ等にて公表することとします。

第4条 個人情報の第三者提供

法令ならびに取扱いの委託に基づく場合、前条に定める場合を除き、原則として個人情報の第三者への提供をしません。

第5条 個人情報の管理

個人情報は利用目的の達成に必要な範囲内で、安全に管理します。

個人情報を委託する場合は個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督します。

第6条 開示等の求めに応じる手続き

協会は、個人情報について、以下の手続きに基づき、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、第三者提供の停止等の求め（以下、「開示等の求め」）に対応します。

なお、本人確認出来ない場合、代理人によるお申し出に際して代理権が確認できない場合につきましては、開示等の求めに応じる事が出来ませんので、以下の手続きを十分にご理解頂きますとともに、開示等の対象となる保有個人データの特定に必要な情報の提供にご協力願います（個人データの正確性の観点より、内容に変更等があった場合には、速やかにお申し出下さい）。

また、法令等の定めにより開示等の求めに対応出来ない場合もございますので、あらかじめご了承くださいようお願い致します。

1. 利用目的の通知

- ・手数料
コピー代及び郵送代などの実費
- ・回答方法
協会制定の「利用目的」を郵送致します。

2. 開示

- ・申出方法

事前にご連絡の上、連絡先・開示依頼内容を明記した開示依頼書を下記の本人確認書類等を添えて、郵送下さい。

- ・本人確認方法（代理人の代理権の確認方法を含む）
以下のいずれかの書類1通の写し
運転免許証・パスポート・各種健康保険証・各種年金手帳・

各種福祉手帳・外国人登録証明書

*有効期限内若しくは現在有効なものに限ります。

住民票・印鑑証明書・外国人登録原票記載事項証明書

*発行後3ヶ月以内のものに限ります。

・開示等の求めをお申し出される方が、未成年者または未成年被後見人である本人の法定代理人の場合、若しくは開示等の求めをすることについて本人が委任した代理人の場合は本人確認書類書類（本人及び代理人の双方分）に加えて、以下の書類を同封下さい。

【法定代理人】

法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本・親権者の場合は扶養家族が記入された健康保険証）1通

【委任による代理人】

委任状1通

本人の印鑑証明書1通

*発行後3ヶ月以内のものに限ります。

・手数料

データ調査費用（1時間あたり3,000円）

コピー代及び郵送代などの実費

・手数料の徴収方法

開示等の求めがございましたら、保有個人データを調査した上、事前に手数料をお知らせし、指定口座にお振込頂きます。

・回答の方法・時期等

原則、お申し出の受付からデータ調査期間1ヶ月以内を目途に、手数料のお振込の確認次第、回答書を本人宛に郵送致します。

・開示をお断りする場合

次のような場合には、法令等の定めに基づき、開示をお断りさせていただきます。

開示をお断りさせていただく旨を決定した場合には、ご連絡の上、その旨、理由をご説明致します。また、開示をお断りする場合についても所定の手数料を頂きます。

（ア）開示等の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合

（イ）開示等の求めの対象である「保有個人データ」を具体的に特定する事が困難、または容易に検索する事が不能と判断される場合

（ウ）本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（エ）協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

（オ）他の法令等に違反する事となる場合

3. 訂正・追加・削除

・本人確認方法（代理人の方の代理権の確認方法も含まれます）

2項の開示に準じて行わせて頂きます。

・回答の方法

原則、お申し出の受付から 1 ヶ月以内を目途に、口頭または書面によりご回答致します。

・訂正・追加・削除をお断りする場合

次のような場合には、訂正・追加・削除をお断りさせていただきます。訂正・追加・削除をお断りさせて頂く旨を決定した場合は、ご連絡の上、その旨・理由をご説明致します。

(ア) 訂正等の求めの内容が真実でない場合、または、その真偽を確認出来なかった場合

(イ) 訂正等の求めの内容が、協会が評価・付加した情報である場合

(ウ) 訂正などの求めの内容が、記録保管義務など、法律上の義務に抵触するおそれがある場合

(エ) 訂正等の求めの内容が、利用目的の達成に照らして、対応の必要性が低いと考えられる場合

4. 利用停止・消去・第三者提供停止

・本人確認方法（代理人の代理権の確認方法も含みます）

2 項の開示に準じて行わせて頂きます。

・回答の方法・時期等

原則、お申し出の受付から 1 ヶ月を目途に、口頭または書面によりご回答致します。

・利用停止・消去・第三者提供停止をお断りする場合

次のような場合には、利用停止・消去・第三者提供停止をお断りさせていただきます。

利用停止・消去・第三者提供をお断りさせて頂く旨を決定した場合は、ご連絡の上、その旨と理由をご説明致します。

(ア) 利用停止等の求めの内容が真実でない場合、または、その真偽を確認が出来なかった場合

(イ) 利用停止等の求めの内容が、記録保管義務など、法律上の義務に抵触するおそれがある場合

(ウ) 利用停止等の求めが協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

以 上

平成 20 年 6 月 27 日 社団法人日本スポーツチャンバラ協会理事会承認